



柏市 農業委員会だより

令和4年8月1日
第51号
(年2回発行)

発行：柏市農業委員会 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 ☎ (04) 7167-1111 (代表)

遊休農地を解消しましょう！

～ 遊休農地は地域環境悪化の原因です ～

農業委員会では、毎年遊休農地等の状況を把握する為、農地法の規定に基づき、**利用状況を調査**しています。遊休農地を所有している方には通知を行い、農地の**適正管理**をお願いいたします。

① 利用状況調査

毎年7月から8月に実施します。調査に当たっては、農地に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

② 利用意向調査

遊休農地を所有している方を対象に、土地の利用意向を伺います。

③ 固定資産税の課税強化

遊休農地を放置、又は利用意向調査に回答がなく、**6か月経過**した場合、所有者に対して農地中間管理機構との**協議勧告**を行います。

さらに1月1日時点で**勧告が行われて**いると、その年の**固定資産税が1・8倍**となりますので、ご注意ください。ただし、農地中間管理機構へ貸し付ける意向が示されれば、税率変更は行われません。

●管理が行き届いていない農地を所有している。
●相続した農地の管理に困っている。
何らかの事情で農地を貸し出したい方はいらつしやいませんか？

農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）が農地の借り手を探し、賃料支払い等の仲介を行います。

耕作しきれない農地を貸し出したいた方、農地を借りて規模拡大を検討されている方、まずは農地中間管理機構へご相談ください。

【お問い合わせ先】

農地中間管理機構

（公益社団法人千葉県園芸協会）

電話 043・223・3011

貸付

農地中間管理機構
(千葉県園芸協会)

借受



農地を転用するときはどんな手続きをすればいいの？

内容	農地法	申請者
農地を農地のまま 売買、貸借する場合	第3条	売主(貸し主)
		買主(借り主)
自分名義の農地を 転用する場合	第4条	両方
		所有者
他人名義の農地を 売買、又は貸借して 転用する場合	第5条	売主(貸し主)
		買主(借り主)
		両方

- 農地法 第3条(譲渡、売買等。相続は除く)
柏市の許可 … 毎月25日頃 締切
 - 農地法 第4条・第5条(市街化区域)
柏市への届出 … 随時受付
 - 農地法 第4条・第5条(市街化調整区域)
千葉県への許可 … 毎月25日頃 締切
- ※ 締切日の1週間前までに農業委員会へご相談ください。
※ 各月の締切日は4頁の日程表をご確認ください。

○無断で農地転用すると？
農地法違反となり、工事の中止や原状回復、3年以下の懲役または300万円以下の罰金を科せられます。

○農地転用とは？
田や畑等の農地を、住宅や駐車場等、農地以外の目的で使用することを「農地転用」と言います。また、盛土などによる造成を行う場合も、やはり農地転用に該当します。

なお、農地転用には所定の手続きが必要となりますので、予め農業委員会までご相談ください。

農地転用許可後は、忘れずに登記手続を！



千葉県地方務局 柏支局
千葉県柏市柏6丁目10-25 電話04-7167-3309
午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

農地転用の許可を受ければ、地目が自動的に変わるといっわけではありません。

工事完了後、忘れずに法務局にて地目変更登記をしてください。そのためには、工事完了後に「転用事実確認証明」を農業委員会に提出した後、証明書を受け、法務局にて地目変更登記申請書に添付して頂くようお願いいたします。

なお、市街化区域については、届出後、受理通知書を持って同様に法務局にて地目変更をお願いいたします。

農地に関するお困りごとを解決！！

○地域の農業委員、推進委員に相談しよう○



地区	委員別	氏名	地区	委員別	氏名
田中	農業委員	染谷 茂	風早	農業委員	大宮 茂男
	農業委員	寺島 和彦		農業委員	酒巻 寿雄
	農業委員	平川 徹		農業委員	坂巻 洋行
	推進委員	砂川 晴彦		推進委員	小川 克己
富勢	推進委員	染谷 織恵	推進委員	坂巻 儀治	
	農業委員	遠藤 秀生	推進委員	富澤 英三	
	農業委員	成嶋 君美	農業委員	石井 マサ子	
柏	推進委員	飯田 利明	手賀	農業委員	橋本 英介
	推進委員	関根 勝敏		農業委員	村越 等
	農業委員	飯野 文夫		農業委員	山崎 明久
	農業委員	谷田貝 和代		推進委員	石井 一美
土	推進委員	豊田 佐智子	推進委員	大塚 信幸	
	推進委員	濱嶋 静	推進委員	栗原 豊	
	農業委員	岡田 英夫	推進委員	林 敏夫	
	農業委員	金子 幸司			
	推進委員	木村 寿			
	推進委員	友野 博之			

高齡で耕作が難しくなってきた、農地を相続したけど耕作出来ない等、様々な理由により困っている。そんな時は地域の農業委員、推進委員に相談を！

左側の表にあるように、柏市には各地域ごとに農地に関する相談ができる農業委員、推進委員がいます。農地を貸したいけれど借り手が見つからない、農業経営を拡大したいが、どうすればいいか等、困ったときは地区の委員までお気軽にご相談ください。

なお、農業委員会事務局にて地区の委員をご紹介することも可能です。

【相談例】

- ・相続したが、耕作が出来ず、だれかに農地を任せられないか。
- ・高齡で耕作が難しいが、後継者がおらず不安である。
- ・農地を資材置場として活用したいがどうすれば良いか。



直営レストラン



* 地産地消をテーマに地元の農家画集りました。どれをとっても新鮮が自慢！自慢の野菜をレストランでどうぞ！

Faceブックやっています。
柏市高田 100番地
TEL 04-7141-6755
営業時間 9:00~17:00
(レストラン11:00~15:00)
定休日：水曜日

農業者年金に加入しませんか？

～ 安心して豊かな老後の為に ～

老後の暮らしの準備を！

サラリーマンに厚生年金や共済年金などの上乗せ年金があるように、農業者には農家の為の**農業者年金**があります。

農業者年金は積立式の確定拠出型年金で、**加入や脱退も自由。保険料の額はご自身で決める**ことが出来ます。その他、メリットの多い農業者年金に加入して、安心して豊かな老後に備えましょう。

【加入の条件】

- ① 60歳未満
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 国民年金の第1号被保険者

【相談先】

独立行政法人農業者年金基金
平日（土日祝日を除く）
午前9時から午後5時まで
電話（03）3502-3199



令和4年度 農業委員会総会等の日程

	申請締切日	調査会日程		総会日程
		現地調査	面接調査	
令和4年	7月25日(月)	8月 1日(月)	8月 2日(火)	8月 5日(金)
//	8月25日(木)	9月 1日(木)	9月 2日(金)	9月 9日(金)
//	9月22日(木)	10月 3日(月)	10月 4日(火)	10月 7日(金)
//	10月25日(火)	11月 1日(火)	11月 2日(水)	11月10日(木)
//	11月25日(金)	12月 5日(月)	12月 6日(火)	12月 9日(金)
令和4年/令和5年	12月16日(金)	12月22日(木)	12月23日(金)	1月 6日(金)
令和5年	1月25日(水)	2月 2日(木)	2月 3日(金)	2月10日(金)
//	2月24日(金)	3月 6日(月)	3月 7日(火)	3月10日(金)
//	3月24日(金)	未定	未定	未定

※会場は市役所別館4階第5会議室を予定していますが、変更となる場合もあります。
※市街化区域の転用届は随時（平日午後4時30分まで）受付していません。

柏市農業委員会の総会等日程をお知らせします。申請締切日は原則として毎月25日（土日祝日の場合は前日）となります。

なお申請は余裕をもって締切日の1週間前までに事前ご相談くださるようお願いします。

農家基本台帳の提出

7月下旬に農家の皆さんへ「農家基本台帳」をお送りしました。同封の記載要領をご確認頂き、必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。

【提出先】

柏市農業委員会事務局
柏市柏5丁目10番1号
柏市役所 別館4階



編集委員長
副委員長
編集委員

谷田 根 和 代
関川 根 敏
砂川 根 彦
木村 晴 勝
富村 英 三
橋本 英 介